

# 鳥取縣公報

第 千 二 十 八 號

昭和十四年五月十二日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A判

## 告 示

◇鳥取縣告示第三百二十二號

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和十四年五月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

社 格 所 在 地 名 神 社 名

村 社 岩 美 郡 福 部 村 荒 坂 神 社

◇鳥取縣告示第三百二十三號

明治四十一年七月內務省令第十二號會計ニ關スル規程ヲ適用スヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

昭和十四年五月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

社 格 所 在 地 名 神 社 名

00440

村 社 岩 美 郡 福 部 村 荒 坂 神 社

◆鳥取縣告示第三百二十四號

鳥取縣蠶業試驗場分場ノ名稱及設置場所左ノ通之ヲ定ム

昭和十四年五月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

名 稱 設 置 場 所

鳥取縣蠶業試驗場八頭分場 鳥取縣八頭郡智頭町大字植師

同 西伯分場 鳥取縣西伯郡中濱村大字新屋

◆鳥取縣告示第三百二十五號

昭和十四年五月十二日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下付セリ

昭和十四年五月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免 許 證 番 號 住 所 氏 名

一、一 九 六 東伯郡赤碓町大字赤碓六拾壹番地 船 越 鐵 雄

一、一 九 七 東伯郡灘手村大字別所百參拾八番地 筏 津 健 藏

00441

一、一 九 八 東伯郡大誠村大字鳥九百五番地 福 光 武 治

◆鳥取縣告示第三百二十六號

府縣道小畑青谷線中左ノ通其ノ路線ノ認定ヲ變更シ在來ノ道路ノ供用ヲ廢止シ變更道路ノ地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ本日ヨリ供用ヲ開始ス

昭和十四年五月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

現 在 道 路 線 變 更 道 路 線

氣高郡日置谷村大字奥崎字下前田四七番 氣高郡日置谷村大字奥崎字下前田五二ノ五番地先ヨリ

地先ヨリ同郡同村大字同字村廻五五番地 同郡同村大字同字中台一五七ノ一番地先ヲ經テ同郡同

先ヲ經テ同郡同村大字同字墓ノ前一五九 村大字同字中台一四五ノ一番地先ニ至ル間

ノ二番地先ニ至ル間

◆鳥取縣告示第三百二十七號

川戸二郎所有ノ小學校本科正教員免許狀燒失セシニ付キ再下付セリ

昭和十四年五月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百二十八號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十四年五月十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 建築主ノ住所氏名

鳥取市川端四丁目六十七番地ノ一

仲 埜 龍 太 郎

一 建築物ノ所在地

鳥取市川端四丁目六十七番地ノ一

一 建築物ノ用途

住宅兼店舗

一 建築物ノ面積

建築面積 三三三、四六五平方米  
突出セル部分 三三三、四六五平方米

一 構造 種別

木造屋根瓦葺二階建

一 命令 事項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日內ニ無償ニテ本建築物ヲ除却ス

一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

一 鳥取縣告示第三百二十九號

米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査章返納セリ

昭和十四年五月十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

分 年 月 日 番 號 役 場 名 職 名 氏 名

返納 昭和十四年四月二十八日 三三三 西伯郡宇田川村役場 書記 中 尾 國 壽

同 昭和十四年五月一日 二〇〇 同 郡上長田村役場 同 西 村 重 之

鳥取縣告示第三百三十號

鳥取財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅檢査章返納並ニ交付セリ

昭和十四年五月十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

區 分 年 月 日 番 號 役 場 名 職 名 氏 名

返納 昭和十四年四月二十六日 八五 氣高郡青谷町役場 書記 富 田 正 孝

交付 昭和十四年四月二十八日 八五 同 同 中 村 定 雄

彙 報

人 口 動 態 一 覽

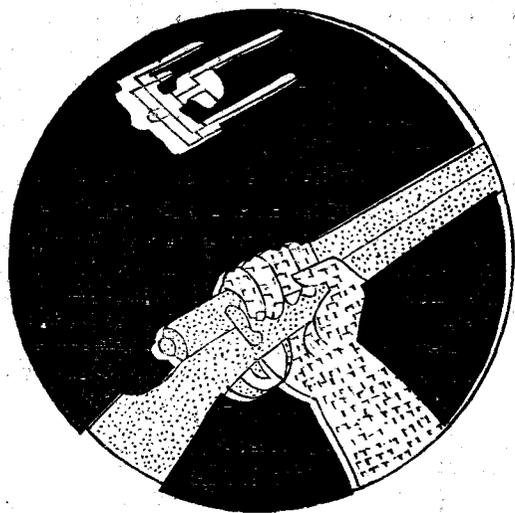
昭和十四年三月份

鳥取市	婚姻	出 生	男	女	死 亡	男	女	死 産	不詳	計	差引
	離婚		男	女		男	女				
元	三	七	八	一	五	九	五	二	三	三	五

米子市	四	四	六八	三五	一〇三	三六	三六	七六	一	一	二	二
岩美郡	二二	二	七六	八一	一五九	六四	四三	一〇七	二	一	三	五
八頭郡	五	四	二〇	二六	三四六	一〇三	八七	一九〇	五	三	一	八
氣高郡	三五	二	九六	三	一八九	七四	五	一三三	二	二	一	四
東伯郡	九二	四	一七〇	一八〇	三五〇	一四三	二四	二六六	七	五	一	一三
西伯郡	六七	二	一四七	一〇五	二五二	一六	九八	二二四	五	三	一	八
日野郡	二九	二	五〇	六〇	二〇	四六	三八	八四	四	二	一	六
計	三七八	三三	七九六	七六四	一、五六〇	六五二	五四三	一、一九五	二九	一九	一	四八
前年同月	四七九	四七	八八九	八一九	一、七〇八	五五八	四五七	一、〇二五	三八	三三	一	七〇
												六九三

備考 婚姻、離婚ノ組數ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨリ入リタル者及自市町村内ニ於テ婚姻シタル者ヲ、離婚ニアリテハ他市町村ニ出タル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ掲グ

# 事變特報



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

目次

- 一、事變特報の活用に就て……………鳥取縣總務部長 清水谷 徹 九頁
- 一、産金法の改正と政府の金買上げ……………(學) 務 課 一頁
- 一、不良少年少女の保護……………(社) 會 課 一三頁
- 一、人事調停の制度……………一五頁
- 一、海運發展策としての三法律……………(商工水産課) 一六頁
- 一、職員健康保險制度……………(健康保險課) 一八頁
- 一、臨時國勢調査の正鵠を期せよ……………清水谷調査部長談 二一頁
- 一、傷痍軍人の保護施設(承前)……………(社) 會 課 二二頁
- 一、衆議院議員再選舉の後を顧みて……………(地) 方 課 二四頁
- 一、北支派遣慰問使第二報……………(庶) 務 課 二六頁
- 一、御仁慈に、感激の傷兵感想文(承前)……………(社) 會 課 二八頁

事變特報の活用に就て

鳥取縣總務部長 清水谷 徹

鳥取縣公報の彙報欄を擴張して「事變特報」として刊行し、これを各位に頒布して居る事は既に御諒知の通りであつて、各位は夙に精讀せられてこれが利用に努めて居らるゝ事と考へます。

抑々今次の聖戦は肇國以來の大事業であつて、その地域の廣大なることその策戦の廣汎なること、又此間に處する國際情勢の機微にして複雑なること、到底従來の戦役の比ではありません。而して我が尊嚴なる皇室の御秩威と、忠勇なる將兵の偉勳とは早くも大陸樞要の地區を占據し皇軍の威武を中外に宣揚せられつゝあります事は御同慶の至りに堪えません。今や聖戦は第二の階程に入りて興亞の大業着々として進涉し、國民亦益々堅忍持久を要するに至つたのであります。即ち我が帝國は鬱然たる西力東漸の矢面に立つて東亞諸民族の安泰を護り、外力を壓して巍然たる新東亞の平和境を建設し、八紘一字の皇謨の實現を期せねばならぬ偉大なる責任の位置に立つてゐるのであります。政府が國民精神總動員を提唱して一億國民の奮起と協力とを要望し、又曩に總動員法を制定して國家總力の充實發揚に邁進してゐるのは全くこれが爲であります。今回本縣でこの事變特報を

發行して江湖の資料として提供せんとするのも聖業翼賛の一助たらしめんとする微意に外ならぬのであります。

従つて本報としましては、或は國家總力戦に緊要なる關係法令の解説とか、政府又は縣の諸施設の説明とか、其の他種々の事項を掲載して、事變關係事務處理上の參考資料たらん事を期して居る次第であります。冀くは各位これが精讀利用に努められ、本報刊行の趣旨達成に戮力せられん事を望む次第であります。



### 産金法の改正と 政府の金買上げ

#### 一、産金法の改正

軍需資材の、輸入に仰がねばならぬ物資が相當多數に上るため、國際收支の關係から云つても金の集中を計る事は現下の重要な國策であり又我が國經濟力の不動を期する上から云つても極めて必要且つ重大な意義を有するものであつて、大藏省では國內に於ける金集中に積極的の方策をとり、昨年來民間に退藏されてゐる金を買上げて居り、更に昨年十一月十五日現在で金貨金塊の保有狀況調査を行ひ、既に十萬通にのぼる申告を持つて居る。大体大藏省では本來民間から自發的に金の賣却を爲すことを希望して居るのであるが、それでも尙手放さないものがあるつては國策に反く事になるので、今回産金法の改正を行ひ金の強制買上げを行ひ得る權限を確

保する事となつたのである。尤も從來とても金地金と外國金に對しては強制買上げをすべし事が出来、また日本金貨でも大藏大臣の許可を得て鑄潰し、これを金地金として扱ひ得る途が拓かれてゐたのであるが、今回の改正によつて、政府は必要があれば左に掲げる物の所有者に對し、金委員會の議決を経、命令の定る所によりその處分の禁止、制限を命じ又は之を政府若しくは政府の指定する者に賣却すべきことを命じ得ることとなり命令に違反した者には五千圓(當該物の價格の三倍が五千圓を超えるときはその價格の三倍)以下の罰金に處せらるることとなつた。

1. 金地金
2. 金の合金にして命令の定むる種類のもの
3. 金を主なる材料とする物で命令の定める種類のもの
4. 金貨幣(又は鑄潰したる金地金)

#### 二、政府への金賣却取次

依つて先づ差しあたり政府は國民の自發的金賣却の便宜を計つて金集中を圖る事となり、今月から其の事務を開始する事となつたので、本縣では縣下の銀行本、支店及丸由百貨店に於て左の要項により其の賣却取次を實施する事とした。

受けつけるもの

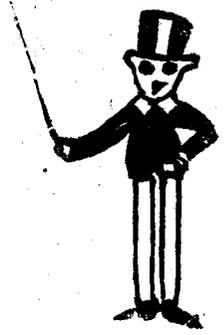
- (イ) 金貨幣 (本邦新舊金貨)
  - (ロ) 金地金 (金塊、金延棒、金延板の外金粒を含む)
  - (ハ) 金製品 (ホワイトゴールド製品及外國金貨等を含む)
- 但し寶石、機械其の他高價なものと結合した物は寶石、機械等を取り外し又は白金を除去すること
- 尙金製品であつて買上げから除去されるものは
- (イ) 國寶及重要美術品等美術的又は骨董的價値の大なるもの
  - (ロ) 金の抽出又は回收困難なもの

- (ハ) 含有金量が他の組成物に比し微量なもの
- (ニ) 政府に買上げることが不適當と認められるもの

買上げ價格

- (イ) 金貨幣
  - 新五圓金貨 十四圓四十三錢
  - 新十圓金貨 二十八圓八十六錢
  - 新二十圓金貨 五十七圓七十二錢
  - 舊一圓金貨 五圓七十七錢
  - 舊二圓金貨 十一圓五十四錢
  - 舊五圓金貨 二十八圓八十六錢
  - 舊十圓金貨 五十七圓七十二錢
  - 舊二十圓金貨 百十五圓四十四錢
- (ロ) 金地金及金製品
  - 尙加工、毀傷又は磨損してゐるものは金製品として取扱はれる
  - 造幣局で分析してその含まれてゐる純金の量目につき一瓦三圓八十五錢(一

夕十四圓四十三錢七厘五毛)の割合尙、現品中に含まれてゐる金以外の物は原則として返却されぬ事になつてゐるが、簡単に分離が出来て而も其の物の價値が大なるものは造幣局で成るべく返却する事になつてゐる



### 不良少年少女の保護

一、事局と不良少年

我等は我等の後継者である第二國民の養成の爲には常に非常なる努力を續けて居り、親は家

庭で教育者は學校で、各々其の目的達成の爲に涙ぐましい奮闘をして之が完成を期してゐるのであるが、さて實際社會に於ては仲々所謂不良少年少女なるもの、跡を斷たない。街や村には近隣から擯斥せられてゐる兒童が居り、學校には教員を手古摺らせる生徒が何處にでも見受けられる。甚しきは郷黨からも學校からも到底救済の余地なしとして放任せられてゐる者すら存在するのが實情である。しかし、かゝる種類の少年少女の成長後に於ける社會的犯罪に想を及ぼすと、實に國家將來の爲に寒心に堪えないものがあるのである。

思ふに現代の物質的文明は各人をして個人主義的な生存競争に導き、その裏面には自然に教育的遺棄の状態で社會の片隅に残される兒競が生じて來るの止むを得ない状態を招いてゐるのであつて、我が國に於ても統計はこれを裏書してゐる。

▼全國青少年犯罪數▲

昭和六年 四一、七四三

昭和七年 四二、五八六  
 昭和八年 四七、六九一  
 昭和九年 五四、〇三三  
 昭和十年 五一、二五三

又世界大戦前後に於ける列國の犯罪情勢、及び我が國に於ける滿洲事變前後に於ける犯罪情勢は、戦争の末期から戦後にかけて特に不良少年の激増してゐるのを見る。父兄の出征、婦人の社會的進出、殷賑産業へ少年労働者の増加、轉失業其他の社會不安等が如何に少年少女を不良化させる原因となるか、實に思ひ半ばに過ぎるものがある。

二、我が國の少年保護事業

次代の國家を擔ふべき國民に、かゝる傾向を生ずる事は實に國家の不祥事であつて、これらの少年少女に保護を加へこれを矯正善導し健全有爲の日本國民として成長せしめる事は、東亞の盟主たる重大な責務を有すも我が國として其の局にある者は素より一般國民の常々心して

これが目的貫徹に努むべきである。

我が國の少年保護事業は大正十一年四月十七日を以て公布された愛の法律「少年法」に始まるものであつて、國家の少年保護事業の中心機關として少年審判所があり、犯罪少年少女及び犯罪を犯す虞れある所謂不良少年少女に保護を加へ、これを矯正善導して健全有爲の日本人となし、一面國家の人的資源を増長し、他面社會を犯罪の危険から防衛する事業を實施してゐる。

滿十八歳未満の少年少女で、罪を犯し又は犯す虞れある者は保護を加へられ、もし必要があればその保護は滿二十三歳まで繼續出来る。少年審判所では先づ少年の心身の狀況家庭その他の環境について正確綿密な調査を行つてから、最も適切な保護指導の方法を決定して實施に移す。これを保護處分と云ひ、(1)訓戒(2)校長の訓戒(3)書面による改心の誓約(4)條件付で保護者に引渡す(5)寺院、教會、保護團體又は適當なる者に委託す(6)少年保護司の觀察に付す(7)感化院(少年保護院)(8)矯正院(9)病院に送る等の

方法の中最も適切なるものを選ぶのである。

少年保護司は少年と家庭、職先<sup>シヤ</sup>に平常通り生活させながらたえず觀察保護指導し、惱み多き少年の日のよき相談相手となる。矯正院、保護團體等では少年を收容し、勤勞作業及び實科教育並びに日常生活を通じ、厳格な規律の下に訓練して過去の悪習を打破し健全な國民に更生せしむべく努めてゐる。

青少年は伸び行く若木である。曲り易くもある代り矯め易くもある。少年保護事業はそこにその根據を置くものである。各位はよく少年法の精神を諒解してこれが援助に力めると共に郷黨にあつても常に不良少年少女發生の防除に留意し、その既に生ずるに當つては温い心を以てこれが指導遷善に努力せられたいものである。



人事調停の制度

これまで我が國に出来てゐた調停制度には小作調停、借地借家調停、商事調停、金錢債務調停の四つの調停法があつたのだが、今度家庭事件の紛議を訴訟の外に調停制度に依つて圓滿に解決するを目的として人事調停法が出来る事になつた。

家庭に於ける紛争を法廷でその黑白を争つてその結末がいつまでも悪感情を残す例は世上よくある事であるが、これは我が國固有の家族制度の上の醇風美俗を害するもので、お互に譲るべき處は譲り合つて平和に事を解決する方が、家庭的に云つても社會的に云つても望ましい事

である。又今回の事變に伴つて出征軍人の家族の家庭に於ても面倒な問題が起る事も考へられるが、こんな紛争が起つた場合は速かにこれを解決して銃後の護りに遺憾なからしめねばならぬ。こんな事情から政府は茲に人事調停法を制定したものである。

人事調停法によつて處理せられるのは家族親族間の争ひで、たとへば内縁の妻の入籍問題とか、結婚の際父母戸主の同意を求めるとついで、の紛争とか或は形身分けの争ひなどであつて、簡単な事件ならば裁判所の判事が調停にあたる事件が複雑である場合には裁判所長の指定した調停委員が協議してきめるのだが、この調停委員は地方の徳望家などを任命するのが本体である。又裁判所長が指定する外に當事者が合意で希望する者があればその人を指定することになつてゐる。

この人事調停にあつては、當事者及び利害關係人が自身出頭することを義務とし、止むを得ない場合だけ代理人が認められる。そして調

停がきまつた事は裁判上の和解と同一の効力を有するのであつて、決定された事が履行されない時は強制執行を受けるのだが、若し調停が出来ない場合には強制調停即ち調停者の案を押しつける事はしない事になつてゐる。

尙調停委員は、事件を取扱つて知つた他人の秘密を洩らす事はならない事になつてゐて、もしこれに違反した場合は、それに對する罰則が設けられてゐる。



### 海運發展策としての 三法律

既に世界のすべての海に乗り出して先進海運國と覇を争つてゐる日本、又大陸に進出する亞細亞の産業に覇權を確立してゐる日本、更に將

來海陸ともに世界の雄として活躍すべく運命づけられてゐる我が日本として、船こそは實に國運發展の鍵である。英國の宰相ロイドジョージは世界大戦に當つて「戦に勝つ第一の條件は船である、第二にも船である、第三にも船である」と喝破したと云ふ。實に國運の伸張は海運と比例すると云つてよい。我が國の海運も大戦毎に發展して來てゐて、今回の事變に當つても異常な進展をなしつゝある。事變前の日本の船腹は四百五十萬噸に足らなかつたのが、昭和十三年末には五百三十萬噸になつてゐて、來る昭和十七年には七百五十萬噸に達せしめる事を目標としてゐるのである。

しかし海運の發展には船舶と海員と資金との増強を要する。今回政府はこの、物と人と金との強化を圖る爲に造船事業法、船舶建造融資補給及び損失補償法、海運組合法の三法律を制定するに至つた。

#### 一、造船事業法

優秀船舶を廉價に供給出来るやうにする事は

刻下喫緊の要務であるが、從來我が國の造船事業は事業經營の基礎、造船能力の調整等、いつて遺憾の點があつたので、その缺點を補正して上記の目的を達する爲、造船事業の保護助成と監督統制をなすものである。

今迄は船舶を建造するに當つて、造船所は船主の注文に應じて一々型の異なる特色ある船を造つてゐたのだが、今度の法律では標準船型を規定して造船業を一定の軌道にのせて、關係工業の便宜を興へ、造船高の平進化をはかり、ひいては造船の計畫性を確立するもので、その結果必然的に船價も引き下げられ、亦安定性も増加する事となるわけである。

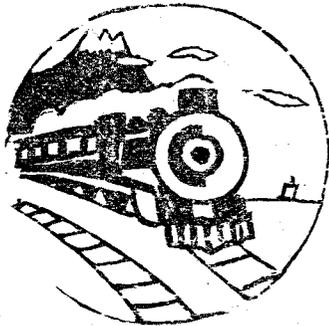
また本法では造船會社で本邦に未だ製造した事のない船体、船舶用機關若しくは艤裝品、又はその部分品若しくは附屬品の製造をなす場合には奨励金を交付する事が出来る事、必要があれば國産品の使用を命じ得る事、造船事業維持の必要によつては助成金を交付し得る事等が規定されてゐる。

一、船舶建造融資補給及び  
損失補償法

現下の新情勢に對應し、速かに優秀船舶の擴充を圖り海運業の振興を圖る爲、政府は必要ある時は船舶建造資金の融通をなす金融機關に補給金を支給し、且つ融通によつて受けた損失の補償をなす契約を締結し得る事となつてゐる。これは造船の爲に低利資金を豊富に供給せんとするものである。

一、海運組合法

政府の適切なる監督の下に海運業者の強力なる組織を結成せしめ、業界の指導と統制とに努力させる爲に、海運業者の組合組織に法的根據を與へ、規律ある機構を確立するもので、全國を一單位とする大海運組合を形成せしめこれを政府の統制下に置いて海運の發展を圖らうとするものである。



職員健康  
保險制度

從來工場、鑛山等の従業員に對しては「健康保險」があり、農山漁村民や都市の中小獨立企業者に對しては「國民健康保險」があるのであるが、今回都會地の給料生活者いはゆるサラリーマンや商店使用人等の健康保護の爲にこの「職員健康保險」の制度が實施せられる事になつた。

(一) 適用範圍

- (イ) 強制被保護者  
市又は主務大臣の指定する町村に在つて常時十人以上の使用人を有する事業所
- 1. 物の販賣に關する事業
- 2. 金融又は保險に關する事業

- 3. 物の保管又は賃貸に關する事業
- 4. 媒介、周旋に關する事業
- 5. 集金、案内に關する事業
- 6. 前各號に掲ぐるもの、外勅令を以て指定する事業

(ロ) 選擇包括被保險者

従來の健康保險に加入してゐる職員が一團となつて包括的に本保險に加入を希望する場合これを本保險の被保險者とするものである。

(ハ) 任意包括被保險者

その事業所が都市以外の地に存する場合又は使用人員が十人未滿の場合及び強制適用を受けない所の各種の事業に使用せられてゐる者にして本保險の加入を希望する場合事業主はその事業所に使用せられる者を包括して被保險者とする事が出来る。

(ニ) 任意繼續被保險者

退職其の他の事由に依り被保險者の資格を喪失した場合資格喪失前一定期間被保險者であつた者は、その希望により引き續き一定期間被保險者として保護を受ける事が出来る。

(二) 保險給付

(イ) 療養費の支給

病氣、負傷の際は診療、入院、手術、往診、看護等に對し費用の八割に當る金額を支給する。期間は六ヶ月であるが結核性の病氣に對しては一年に至る迄延長し得る事になつてゐる。

(ロ) 傷病手當金

被保險者が療養の爲め勞務に服する事が出来ない場合には月給者には三ヶ月後から、日給者に對しては十日後から報酬の五割に

相當する額を支給する。支給期間は月給者は三ヶ月間日給者は六ヶ月間となつてゐる但し結核等主務上大臣の指定する疾病については支給期間を延長し得る。

(ハ) 埋葬料、埋葬費

報酬月額の一ヶ月分、それが三十圓に足らぬ時は三十圓である。埋葬料を受ける者が無い時は埋葬を行った者に對して右金額の範圍に於てその埋葬に要した費用に相當する額を支給する事になつてゐる。

(ニ) 分娩費

被保險者が分娩した場合は分娩費として二十圓、また被保險者は被保險者を産院に收容し又は助産の手當をすることが出来るが、この場合は分娩費は十圓である。

(ホ) 出産手當金

被保險者が分娩の爲勞務に従事出来なかつた際は右分娩費の外分娩の前二十八日分娩

後四十二日以内一日に報酬日額の五割に相當する額を支給する。

(三) 保険料

保険料は事業主及び被保險者が折半して負擔するものであつて、その保険料率は大体報酬の百分の二、五程度である。即ち假りに日收六十圓の者の保険料は一圓五十錢で之を事業主と被保險者が折半して七十五錢づつ負擔することになるのであつて、これだけの負擔を以て前述のやうな保険給付を行ふものである。

(四) 國庫負擔

國庫は本保險に對しても他の社會保險と同様大体事務費に相當する事となる。



臨時國勢調査の正鵠を期せよ

清水谷調査部長談

本年四月十七日勅令第二〇九號を以て臨時國勢調査施行令が公布せられたのであります。本調査は國民の日常生活に要する物資の量、地域的分布の狀況並にその配給の狀況を審らかにせんとするもので、これは事變下並に事變終了後に於ける、諸般の政策の立案及び實施に重要適切な資料を提供せんとするものであります。此の調査は本年八月一日現在を以て帝國版圖内に在る、物品販賣業者、物品買の仲介業者、法人又は組合其の他で物品販賣や買の仲介をするもの、旅館料理店、飲食店その他これに準ずるもの、工場で常

時職工五十人以上を使用するもの、寄宿舎にして常時二十人以上の寄宿人を收容するものは之に準ずるもの病院、船舶、市町村長の指定する農業又は飲食料品製造業者、物品販賣業者建築業者につき行ふのであります。

借て支那事變勃發以來既に一年十ヶ月餘を経過して、その間 上御稜威と皇軍將兵の神速果敢なる行動と、銃後國民の堅忍不拔なる支援とにより、世界戦史にその比を見ざる戦果を收めつゝあることは洵に感謝感激に堪へざる處であります。然し未だ聖戰の最終目的を達成せるものではないのであつて、事變は今や新しき段階に入り、一方では戦を繼續しつゝ、他方では廣大なる占領地域に東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に著手せられてゐるのであります。この東亞新秩序建設の大事業は今後相當長期に亙つて行はるべきもので、この聖業の完成には我國は更に國力の總てを擧げて、國民は尙は一層の事艱克服を覺悟して邁進せねばならぬ重大時局にあるのであります。この非常時下に於て

行はるべき對策施設は實に複雑多岐に互り、而も是等の政策施設の計畫を適切妥當に樹立するには常に正鵠且詳密なる統計資料を基礎とせねばならないのであつて、所謂統計の重要性は愈々その度を加へる次第であります、縣民各位は深く想をこゝに效し本調査の目的を十分理解せられ、以て最も正確なる調査遂行に協力せられんことを切望する次第であります。



### 傷痍軍人保護施設

(承前)

#### 三、傷痍軍人の優遇に關する施設

- (1) 軍人傷痍記章  
名譽表彰の爲授與されます。現行の法規では恩給がきまつた人に本人の請求に依つて授與せられる事になつてゐますが、近く考慮されて適當の方法で早く渡されるやう研究されてゐるこの事です。これは國有鐵道無賃乗車外種々の恩典に浴する資格證明の爲にも供せられます。
- (2) 子弟の育英助成  
傷痍軍人の子、又は子に準すべき者(傷痍軍人に扶養される弟妹)が中等學校程度の學校に在學中の場合その者が身体強健品行方正意志堅固且つ思想溫健にして將來成業の見込ある時學資の補助を受ける事が出来ます。
- (3) 生活の扶助  
傷痍軍人で生計の困難な方は軍事扶助法で生活の扶助をしてゐます。傷痍軍人及其の家族で軍事扶助法に該當しないものは恩賜財團軍人援護會で扶助の途が開かれてゐます。
- (4) 大日本傷痍軍人會

本會は傷痍軍人記章を有する者及び之を授與せらるゝ資格ある者及恩給支給の見込確實なものを會員とし、支部を縣社會課内に置いてゐます、種々の事業を行つてゐますが會報を發行していろ／＼の連絡を取り、又身の上相談部を設けて相談に應ずる外各種の手續の斡旋指導をしてゐます。相談所は本所を縣の社課内に置き支所を米子市久米町の西伯郡團休事務所に置き、米子市西伯日野郡を管區としてゐますから全員入會せられて充分の活用を望みます。入會手續は口頭、電話、ハガキで申込まれると直ちに入會申込書を送附します。

#### (5) 戦傷失明杖

戦傷によつて失明された方には歩行動作の自由を軽くし併せて一般の注意を引き助力を得るやう失明杖を傷兵保護院より製作配付される事になつてゐます。

(6) 公共団体經營各種文化慰安施設の無料  
各種研究所、試験所、圖書館、博物館、展覽

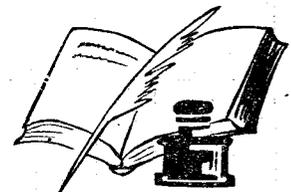
- 會、博覽會、共進會、植物園、動物園等其の他公共団体經營に關する各種の文化施設は成るべく無料で傷痍軍人の利用に供し得るやうにせられてゐます。
- (7) 國有鐵道無賃乗車  
欸症以上の傷痍軍人は國有鐵道に年何回かつその傷痍の程度に應じ無賃乗車證を受ける事が出来ます。
- (8) 家族の旅客運賃割引  
支那事變による戦傷痍陸海軍人出迎見舞又は看護の爲旅行する際は國有鐵道の五割引券を受ける事が出来ます。
- (9) 恩給扶助料の立替前貸  
止むを得ざる理由に依り立替前借りを必要とする場合は軍人援護會で無手数料でその一部を立替の方法があります。額は傷病恩給傷病年金又は増加恩給年額の四分の一以内(但し病賜金は其の豫定金額の五分の一以内(但し五十圓未満は五十圓迄)です。右の外恩給金庫によりて前貸を受ける事も出来ます。

(10) 恩賜 軍人援護會學資給與 財團

傷痍軍人の子弟中現に高等専門學校以上の學校に在學し思想正順、身体強健、學術優秀にして將來成業の見込ある者に對しては學資の給與を受ける事が出來ます。

以上の如く國家及縣に於ては種々の保護、援助の方法が講せられてゐるのでありますが、一面各種の保護を受ける傷痍軍人自身の態度及び日常之に對する一般國民の態度が一致對應するで無ければ凡ゆる精神的物質的の保護對策もその効なく砂上樓閣に等しい事となる懼があるのので縣に於ては中央と協力して精神指導講師の派遣を乞ひ講演會、修養會等を行つてゐます。實に一般國民の尊敬感謝と傷痍軍の自肅自戒とが銃前銃後の一貫する舉國一致にあります。この點については特に一般國民指導者各位の特別なる考慮を望む次第であります。

x x x



衆議院議員再選舉の 後を顧みて

此の度執行せられし衆議院議員再選舉に當りては、事變下殊に興亞の聖業新秩序建設に邁進せる吾々國民として、大に報國の赤誠を發揮することを期待し肅選と棄權の防止に努め、縣民各位の自覺を促したのである。その結果は肅正については大に自肅の後が窺はれて面目を一新せる感があり誠に喜ばしいのであるが、棄權については前回よりも遙にその數を増し折角の期待を裏切つて居るのである。もとよりその棄權者の内には病人もあり旅行者等もあるわけなれば、これを一人洩れなく全部投票せしめることは、望むところにあらずるも、前回の選舉にも比して斯く著しく棄權の増したことは何に歸因するものか？、今これを各郡市別に見るときは次の

如くであつて、今一段とその向上を期し棄權を少なくすることに官民一致努力を拂はねばならぬ殊に本秋は縣會議員の總選舉も行はれるのであるから、有権者はもつと眞面目になり選舉權

の行使を尊重せられて、棄權を一大恥辱と云ふ氣持で選舉に臨まれ、これが成果を期せられんことを望む次第である。

郡市	選舉當日有権者	投票數	棄權者數	棄權歩合
鳥取市	八、八六三	六、三九四	二、四六九	二七・八
米子市	九、〇〇九	七、〇九八	一、九一〇	二一・七
岩美郡	七、四一八	五、七四七	一、六七一	二二・五
八頭郡	三、四〇六	二、七九一	六一五	一七・八
氣高郡	九、七八九	七、一六六	二、六二三	二七・四
東伯郡	三、一五三	二、八九六	一一七	三・七
西伯郡	一、九〇一	一、五〇六	三九五	一八・五
日野郡	七、九八一	五、三〇〇	二、六八一	三三・五
計	四一、〇四八	三三、四八三	七、五六五	一八・六

附記 △印は前回執行の選舉に係るものなり

### 北支派遣郷土部隊

#### 慰問使第二報

知事代理及び縣民代表の縣會議員の郷土部隊慰問使から、次の如き第二報が縣に齎され、一行は益々元氣旺盛で郷土部隊を隈なく慰問に寧日なき有様の由であります。

四月十五日

軍司令部ヲ訪問打合せヲナス。

一、全員一班トシテ行動スルコト、

二、明朝午前八時北京出發ノコト、

三、〇〇並〇〇ニ至リ其ノ管下ヲ打合セノコト、

正午〇〇部隊訪問

〇〇部隊長ニ面接當地匪賊討伐並治安維持ノ

狀況詳細説明ヲ受ク、

午後四時西本願寺ニ於ケル〇〇部隊英靈慰靈

祭ニ參列、

午後五時小林部隊訪問慰問目下匪賊討伐ノ狀

況其ノ伴ヲ苦心談ヲ聽ク、  
午後九時 〇〇部隊篠村中尉、小谷中尉來訪  
武勇談ニ時間の過ギルヲ知ラズ

四月十六日

午前八時北京前門驛發〇〇ニ向フ

午後零時三十分頃〇〇着〇〇部隊ヨリ出迎ヲ

受ケ直ニ〇〇部隊〇〇部隊慰問日程ヲ打合ス

〇〇近郊ノ部隊慰問

〇〇部隊

大神部隊訪問

福見部隊訪問

越智部隊

中林部隊

小林(長)部隊

午後七時〇〇部隊長官邸ニ於テノ晚餐ニ出席

四月十七日

福地部隊訪問郷土出身將兵慰問

柳川部隊挨拶

午後零時三十分〇〇發午後二時十分〇〇着

〇〇部隊訪問管下ノ戰況ヲ聞ク

〇〇近郊ノ部隊慰問

堀衛生隊、石飛自動車隊、上野戰病院隊、

新美部隊

午後七時小野部隊長晚餐會ニ出席ス

四月十八日

午前八時〇〇ニ向ヒ出發

正午〇〇到着石井部隊訪問慰問

午後一時〇〇發途中〇〇ニ長木谷部隊ヲ

訪問慰問由陽細谷部隊ヲ訪問慰問午後八時新

美部隊歸着

四月十九日

午前八時〇〇出發午前十時四十分〇〇到着吉

澤部隊訪問慰問

午後一時〇〇發一時四十分〇〇ニ到リ荒川

隊松本隊慰問午後二時十分〇〇ニ到リ荒川

隊ヲ慰問ス

午後三時〇〇ニ到リ小西隊、病院、午後四時

四十分〇〇ニ田村隊慰問ス

午後五時四十分〇〇着七時十五分裝甲列車ニ

テ〇〇着午後九時同地宿泊ス

四月二十日

午前七時〇〇發午前八時三十分〇〇着

栗谷部隊慰問ス

午後四時 〇〇着細川部隊慰問

午後九時頃ヨリ銃聲ヲ聞ク午後十一時頃益々

激シク非常召集アリタリ

四月二十一日

午前八時〇〇發途中細川部隊谷垣隊慰問

午後十一時〇〇着十一時四十分發午後十二

時四十二分〇〇着

内海部隊慰問ス

四月二十二日

午前八時四十七分〇〇發午前十時三十分〇〇

〇〇着小林部隊ニ到リ戰況ヲ聞ク

午後二時裝甲自動車ニテ三時〇〇着尾崎隊、

岡田部隊慰問

午後五時三十分〇〇發午後六時五十分〇〇

着小林部隊將兵慰問

午後八時小林部隊長以下將校ト共ニ晚餐會ス

四月二十三日  
午前十時四十二分〇〇〇着〇〇部隊ノ出迎ヲ受ク

四月二十四日  
午前九時ヨリ左記各部隊慰問ス

塚本部隊、淺海部隊、山本隊、北兵營

〇〇部隊長挨拶

〇〇部隊長挨拶

谷口部隊、竹田部隊、羽田野部隊  
午後七時〇〇部隊長官邸ノ晚餐會ニ出席ス

× × ×

### 御仁慈に感激の

### 傷兵の感想文

出身地 鳥取市今町二丁目

陸軍歩兵上等兵 岡田貞實

天皇陛下に於かせられては當病院に入院中の

我々傷兵に、大御心を注ぎ給ひ 畏くも昨年十一月當病院に行幸仰せ出された、我々傷兵は此の有難き大御心に恐懼感激して當日の至るのを只管御待ち申上げたのである、然るに 陛下には御風邪の御趣きにて當日は行幸御取止め遊され他日を期しての行幸を仰せ出され、我々は重ねての御情に感泣して只管陛下の御快癒を祈願し奉つたのである。

天皇陛下の行幸を御待ち申上げること此處に三ヶ月陛下には時局益々御多端の折柄多摩御陵に御親拜遊され還幸の御途次、畏れ多くも當病院へ行幸の辱けなき御詔を仰せ出されたのである、我々傷兵は陛下の深き大御心の有難さに唯々感激して光榮の當日を御待ち申上げ、全員を擧げて準備萬端遺憾なき様誠心を以て努力を續けたのである、斯くして行幸の當日昭和十四年三月十四日を迎へ午後零時二十分全員運動場に整列して陛下の御臨幸を御待ち申上げた、此の日朝来天氣正に晴朗光榮に輝く我等傷兵は白の運動衣は、旭光に燦として照り榮へた自分は

此の日光榮にも兩手軍刀術を天覽の榮に浴することゝなつた、やがて待ちに待つた午後一時となつた愈々陛下が玉歩を運ばされたものゝ如く中央運動場の方から力強い號令が聞えて來た、愈々陛下が御巡覽遊ばされるのかと思へば、胸は高鳴り手足は慄へた我々は直立不動の姿勢を取つて陛下の御巡覽を待つた、満場は水を打つたるが如く誰とて咳拂ひ一つする者なく緊張の數分間が流れた、暫くして陛下が玉歩を運せられたるものゝ如く靜かな足音が聞えて來た、我々はあまり感激に一瞬全身硬直するのを覺へた

「頭、右!!」力強い岡部中尉殿の號令一下我々は緊張の二字を以て敬禮申上げた、何と言ふ光榮、何と言ふ感激であらう、陛下は、我々に向つて親しく答禮遊ばされた、我々の更生の姿を天覽遊ばされて龍顏殊のほか御麗はしく御満足な体を拜し奉つた、陛下の御天性よりそなはる御威容は唯々拜するだに懼れ多き極みである、餘りの感激に我々の全身は電撃を受けたる如く緊張した、聽て「始め!!」の號令で我々は掛聲

も勇ましく満身の力をこめて竹刀を打振つたし、かし餘りの畏、多さに手足がこはゝつて、様に竹刀が振へなかつた、陛下は、我々の元氣激測たる姿にいとゞ御満足の御様子にて靜かに其の場を御退去遊ばされた、斯くして陛下には我々傷兵の再起更生の姿を天覽遊ばされて天機殊の外御麗はしく職員傷兵の感激裡に還幸遊ばされたのである。

天皇陛下が陸軍病院に行幸遊ばされたのは日露役當時明治大帝が廣島陸軍病院に行幸遊ばされて以來の御事と洩れ承つて居る、我々傷兵が大吾の御爲身命を捧げて微力を致したとは言へ我々の症狀をかくも深く大御心に止めさせ給ふかと思へば自ら皇恩の有難さに感涙に咽ばすには居られない、此の光榮に浴し得たことは唯に自分一人のみの名譽では無く一家一門の名譽である、亦戰場に於て名譽を負ひ再度の御奉公を期して更生の日を送りつゝある姿を天覽に供することは、軍人の本懐之れに過ぐるものは無い、此の大御心を体し奉り、御仁慈の有難

さに感泣した我々は一層治療に努め傷つきたりと  
言ひながら、残された全能力を發揮して捲土  
重來再起奉公の念に燃え、不撓不屈の精神を以  
て非常時日本の國民としての本分を全ふしなく  
てはならない。

(昭和十四年三月十四日記)

× × ×

出身地 東伯郡市勢村字上伊勢  
陸軍歩兵上等兵 河上 茂

一 まのあたり天顏拜すその刹那  
感極まりて我は咽びぬ

二 賤家に生を享けし身が防人と  
選ばれて光榮浴す今日の感激

三 身は如何に彈の痛手に足重く  
心に燃ゆる再起奉公

四 傷兵となれど軍人精神で  
輝く御稜威護らん男の子

五 君の爲戦のにはで傷をうけ  
光る白衣に自力更生

× × ×

五月十日発行「河報」(竝ニ)「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

- 一 週報第百三十四號掲載内容
- 一 軍用資源秘密保護法 (海軍省情報部)
- 一 廈門攻略戦の回顧 (海軍省海軍軍事情報部)
- 一 米國の平和勸告と反響 (外務省情報部)
- 一 平沼内閣總理大臣訓示 (米内山庸夫)
- 一 東亞讀本(六)
- 一 文化協力の諸機關を語る (米内山庸夫)
- 一 寫眞週報第六十四號内容掲載
- 一 技術に阻ふ日滿少年
- 一 廈門全景
- 一 ドイツのエアガール
- 一 國の品位は道路から
- 一 科學映畫の誕生
- 一 マドリットに於ける春
- 一 讀者のカメラ

昭和十四年五月十二日印刷  
昭和十四年五月十二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所